

議案第 8 号

新座市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新座市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年新座市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 第 1 号の表及び第 2 号の表の左欄に掲げる執行機関が行うこれらの表の中欄に掲げる事務並びに市長が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <p>(1) 法別表に掲げる事務 [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 第 1 号の表及び第 2 号の表の左欄に掲げる執行機関が行うこれらの表の中欄に掲げる事務並びに市長が行う<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <p>(1) 法別表第 1 に掲げる事務 [略]</p> <p>(2) [略]</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。